

災害時の**避難所**の知識を 身に着けよう

避難前に知っておきたいこと

1

内田地区地域づくりセンター

2022.7.6

本日の講座内容

- ➡ 1 避難情報の種類
- ➡ 2 避難情報の伝達
- ➡ 3 避難所の種類
- ➡ 4 小規模・短期的な災害の場合の避難所
- ➡ 5 大規模災害の場合の避難所

1 避難情報の種類

- 警戒レベル1 「早期注意情報」（気象庁）
災害への心構えを高める。
- 警戒レベル2 「洪水注意報」、「大雨注意報」（気象庁）
自分の避難行動を確認する。
- 警戒レベル3 「高齡者等避難」（松本市）
災害のおそれあり。危険な場所から高齡者等の行動に時間がかかる人は避難
- 警戒レベル4 「避難指示」（松本市）
災害のおそれが高い。対象地域の人には全員避難
- 警戒レベル5 「緊急安全確保」（松本市）
災害発生または切迫。まだ避難していない人は直ちに安全確保

2 避難情報の伝達

▶ 同報系デジタル行政無線

● 野外スピーカー

旧市内には69か所設置。内田地区周辺は10か所に設置（寿小池公民館、内田公民館、内田六道公園、第1町会公民館、第3町会公民館、第4町会公民館、第6町会公民館、アカシア広場、牧の内、崖の湯）

● 屋内用ラジオ型受信機

第8町会を除く地区内すべての町内公民館、明善小学校、明善中学校、内田体育館、内田公民館、内田保育園、内田児童館、内田地区福祉ひろば、グループホームみすぎの森

なお、聞き逃したり、よく聞こえなかった場合はテレホンサービスで聞くことができます。（通話料**無料**0120-07-8686 通話料**有料**0263-36-8686）

2 避難情報の伝達

▶ インターネット

- 松本市公式ホームページ
- 松本安心ネットのメール配信
- 松本市公式ツイッター
- 松本市公式Facebook
- 松本市公式LINE
- yahoo! 防災速報

▶ テレビ・ラジオの緊急速報

3 避難所の種類

- 市があらかじめ避難先として指定している施設を「**指定避難所**」と言います。
- 災害の種類や規模により開設される「指定避難所」は異なります。

内田地区の指定避難所

- ➡ ①大雨等による浸水などの**小規模・短期的な災害**の場合**内田公民館**

- ➡ ②地震のような**大規模災害**の場合
 - 心身に障害がない方・障害に対する支援が必要ない方は**内田体育館**
 - 要援護者（障害等により支援が必要な人）優先の避難先は**内田公民館**

4 小規模・短期的な災害の場合

- ▶ 被災地域が限定的で、避難期間も1～2日間程度と見込まれる場合
各地区の公民館は「**局所的・短期的避難所**」という名称の指定避難所となります。
- ▶ 内田地区の住民は、**内田公民館**が「局所的・短期的避難所」になります。
※旅行者、通行人等の避難も受け入れます。

どうしても「局所的・短期的避難所」に行かなくてはいけないの？

- 指定の「局所的・短期的避難所」に必ず行かなければならないということではありません。特に内田公民館は土石流警戒区域内にあるので、より安全な避難先を考える必要があります。
- 水害は、気象庁や市が発表する情報により事前に予測できますので、普段から、自分はどこへ避難するのが一番安全なのか考えておきましょう。

※避難経路に危険な水路がないかも考慮しましょう。

➤ 避難先の考え方

- **垂直避難** 浸水想定が浅い場合は、自宅の2階など上階へ避難する。
- **水平避難** 浸水想定が深い場合は、局地的・短期的避難所、浸水想定地域外の親戚・知人の家、ホテル・旅館等の宿泊施設などへ「立退き避難」する。

内田公民館の事情…

- 内田公民館は**土石流警戒区域**内にあります。
- このため、**1階部分の部屋への避難者の収容は適当ではありません。**
- 2階部分の部屋は講義室と調理実習室しかありません。感染症対策を講じた場合、**講義室は12人程度、「せき・発熱症状のある人」は隔離して調理実習室に3人程度しか収容できません。**
- 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者がいた場合は、更に隔離スペースが必要となりますが、対応は困難です。
- したがって、**普段から、内田公民館よりも安全な避難先を住民がそれぞれ検討しておく必要があります。**

ちゅうちょせずに避難しましょう

- ▶ 「天気予報や避難情報では今夜危ないって言うてるけど、あまり早くに避難したら、みんなから笑われるかなあ…」

なんて考えないで、できるだけ明るい時間帯に避難を開始してください。笑った人があなたを助けてくれるわけではありません。

- ▶ プロアクティブの原則

「疑わしいときには行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」

いつ開設される？

- 「**高齢者避難等**」以上の警戒レベルの避難情報発令のときに市の指示に基づき開設されます。
- 開設日時は**同報系デジタル行政無線、インターネット等**で伝達されます。
- 松本市から発令対象地域の**町会長**や**民生委員**へ連絡通知があります。
 - 発令前 「発令見込」の連絡
 - 発令時 要配慮者の指定避難所への誘導依頼
- 開設が見込まれる前日
「局所的・短期的避難所」の**担当職員（地域づくりセンター長や公民館主事など）**には開設に備えるよう命令があります。

局所的・短期的避難所での避難生活

▶ 市から支給されるもの

- 非常食としてパン、アルファ米、水（ペットボトル）
- 就寝場所用に段ボールベット、段ボールパーテーション
毛布

▶ 部屋割り

世帯ごとに受付しますが、**発熱・せき等の症状のある人**は専用のスペースに振り分けます。

▶ ペット

連れてくることはできません。車両一時避難駐車場（**松本市野球場北側駐車場**）で、車中でのペット同行避難を検討してください。

▶ 避難所運営委員会

住民による避難所運営委員会は設置されません。

避難スペース区割り準備と段ボールベット ト・パーテーション



5 大規模災害の場合

➡ 指定避難所

- 心身に障害等が**ない**方・障害に対する**支援が必要ない**方は内田**体育館**
 - 心身に障害等が**ある**ため**支援が必要**な方は内田**公民館**
- ※**支援の必要度合いが重度の方**は市が指示した福祉避難所や介

護施設

➡ 受入対象者

- 住家が被害を受け、居住場所を失った人
- 現に被害を受けた人（観光客、通行人を含む）
- 災害によって被害を受けるおそれのある対象区域に住む人

➡ 避難所開設期間

7日間が基本ですが、被害状況等を考慮して延長をします。

いつ開設される？

▶ 市内で**震度 6 弱**以上

※市の避難所担当職員は**自動参集**

▶ **震度 5 強**以下

被害状況に応じて避難所を開設する場合もある。

避難者以外の人への対応など

- ▶ 避難所では、自宅の被害を免れたもののライフラインの停止などにより生活できない人（在宅被災者）、余震・二次災害のおそれや情報不足により不安を感じる住民へも、食料の提供等の救援を行います。
- ▶ **ペットは避難所建物内に入れることはできません。**
当面は施設軒下でゲージ保護することとなります。

避難所に入るとき

- ▶ 市の担当職員が体育館内の安全を応急的に確認してから受け入れ開始。**それまでは駐車場で待機します。**
- ▶ 市の避難所担当職員に指示にしたがって体育館内に入ってください。
- ▶ 受付で避難者名簿に町会ごとに世帯単位で記入。この際に健康チェックを受け、**発熱・せき等がある人**は専用スペースに誘導されます。
- ▶ 受付・避難スペース誘導時には町会、隣組単位の10人～40人程度のグループで集合が呼びかけられます。

避難所運営委員会の設置

- ▶ 「局所的・短期的避難所」と異なり、大規模災害の指定避難所では避難所内に避難所運営委員会が設置され、定期・随時に会議があります。
- ▶ 内田地区では、平成30年に「内田体育館・内田公民館避難所運営委員会規約」が作られています。
- ▶ 内田地区では、慣例として委員長及び各班長には次の人が着任します。
 - 内田体育館避難所 前町会長
 - 内田公民館避難所 前町内公民館長

避難所運営委員会の組織

- 内田体育館・内田公民館避難所運営委員会には8つの「活動班」が設置され、それぞれ役割を担います。

- ①**総務班** 避難所本部的役割
- ②**避難者管理班** 避難者名簿の作成等の避難者管理に関する役割
- ③**情報広報班** 情報の収集・発信・伝達に関する役割
- ④**物資・施設管理班** 物資調達の受入れ・管理・配布に関する役割
- ⑤**衛生班** ゴミ、風呂、トイレ、生活用水等の管理に関する役割
- ⑥**食事・炊出し班** 食料調達の受入れ、炊出し、配布等に関する役割
- ⑦**救護・要援護者班** 医療・介護活動等に関する役割
- ⑧**ボランティア班** ボランティアの受入れ・管理に関する役割

参考写真（他地区で行われた訓練）



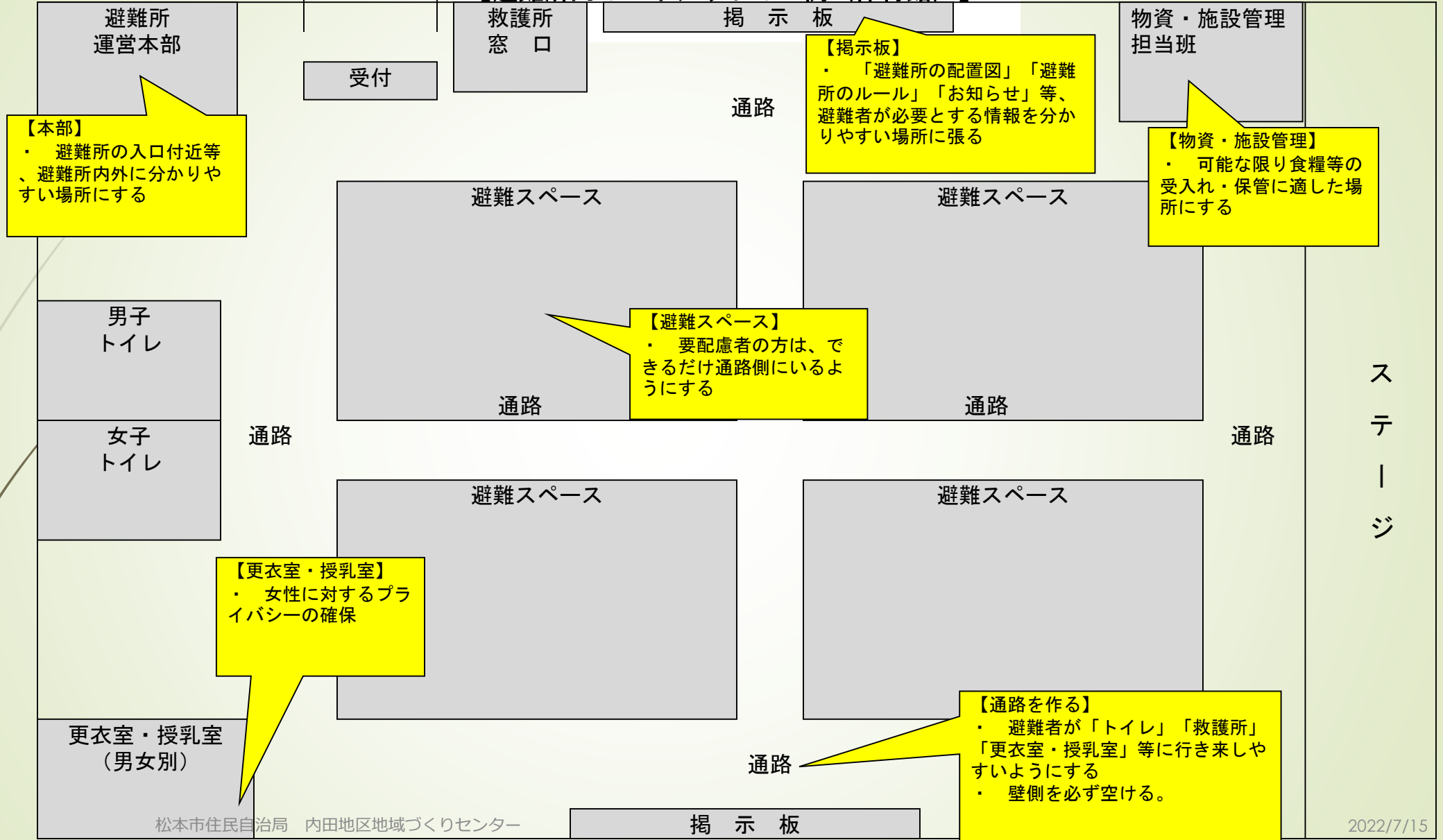




段ボールパーテーション
1人世帯の場合4㎡を確保します。
世帯の人数により専有面積は変わります。



【避難所内のレイアウトの一例（体育館）】



【本部】
 ・ 避難所の入口付近等、避難所内外に分かりやすい場所にする

【掲示板】
 ・ 「避難所の配置図」「避難所のルール」「お知らせ」等、避難者が必要とする情報を分かりやすい場所に張る

【物資・施設管理】
 ・ 可能な限り食糧等の受入れ・保管に適した場所にする

【避難スペース】
 ・ 要配慮者の方は、できるだけ通路側にいるようにする

【更衣室・授乳室】
 ・ 女性に対するプライバシーの確保

【通路を作る】
 ・ 避難者が「トイレ」「救護所」「更衣室・授乳室」等に行き来しやすいようにする
 ・ 壁側を必ず空ける。

災害に備えて、日頃から準備を

- 災害はいつ来るかわかりません。常日頃から家族や町会など **様々な機会をとらえて避難について考えてみてください。**
- 避難所には様々な考えを持った人が集まります。日頃から内田地区内の行事に参加していただくなどして、**住民どうしの交流の機会を増やし、話しやすい関係づくりをすることも、災害時には役立ちます。**
- 避難所には大勢の人が避難することが予想されます。感染対策として、**避難所以外の避難先（親戚の家、ホテルなど）も**想定しておくことも必要です。
- 皆様の御協力をお願いいたします。

以上

ご清聴ありがとうございました。